

一般財団法人 日本視聴覚教育協会

定 款

# 一般財団法人日本視聴覚教育協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本視聴覚教育協会（英文名 Japan Audio - Visual Education Association 略称「JAVEA」）と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、学校及び一般社会における視聴覚教育の普及向上を図る事業を行い、もってわが国の文化の進展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアについての研究、調査
- (2) 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアに関する内外の資料・情報の収集とその提供
- (3) 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアに関する研究会等の開催及び関係団体等の行う関連事業への協力
- (4) 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアに関する各種刊行物の出版・販売
- (5) 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアについての国際的な連携と協調
- (6) 視聴覚教材の企画、製作、提供及びその助成
- (7) 優れた視聴覚教材、またその利用方法についての顕彰と普及及び視聴覚教育の振興に寄与した者の顕彰
- (8) 視聴覚機材の機能及び利便性の向上のための協力及びその普及のための展示会の開催
- (9) 関係機関、団体等への協力と機関、団体間の連絡・協調のあっせん
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。(別表第1)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める基本財産等管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ( 1 ) 監査報告
- ( 2 ) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- ( 3 ) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ( 4 ) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 第4章 評議員

##### ( 評議員 )

第11条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

##### ( 評議員の選任及び解任 )

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

( 1 ) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

( 2 ) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人  
国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人  
地方独立行政法人法第2条1項に規定する地方独立行政法人  
特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第14条 評議員は無報酬とする。

## 第5章 評議員会

（構成）

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- （1）理事及び監事の選任及び解任
  - （2）理事及び監事の報酬等の支給の基準に係る定め
  - （3）計算書類等の承認
  - （4）定款の変更
  - （5）残余財産の処分
  - （6）基本財産の処分又は除外の承認
  - （7）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

( 議事録 )

第 2 3 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印しなければならない。

第 6 章 役員

( 役員の設置 )

第 2 4 条 この法人に、次の役員を置く。

( 1 ) 理事 6 名以上 8 名以内

( 2 ) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

( 役員の選任 )

第 2 5 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係があるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

( 理事の職務及び権限 )

第 2 6 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

( 監事の職務及び権限 )

第 2 7 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定め

る監事監査規程によるものとする。

( 役員の任期 )

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

( 役員の解任 )

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

( 1 ) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

( 2 ) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

( 役員の報酬等 )

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会長、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 7 章 理事会

( 構成 )

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

( 権限 )

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

( 1 ) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

( 2 ) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

( 3 ) 各号に掲げるもののほか、この法人の業務執行の決定

( 4 ) 理事の職務の執行の監督

( 5 ) 会長及び常務理事の選定及び解職



(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度ごとに6月及び3月の2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 名誉会長・顧問

(名誉会長及び顧問)

第40条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問を若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

- ( 1 ) 会長からの相談に応じること
- ( 2 ) 理事から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第9章 委員会

### (委員会)

- 第41条 この法人には、必要に応じて理事会の承認を得て、企画・コンプライアンス委員会を置くことができる。
- 2 前項の委員会は、常務理事、理事1名、事務局員1名、及び賛助会員若干名で構成する。
  - 3 委員会は、次に掲げる事項を行う。
    - ( 1 ) この法人の業務運営に関する年間計画案を策定し、理事会に提出すること
    - ( 2 ) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること
  - 4 第1項の委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
  - 5 第1項の委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

## 第10章 賛助会員

### (賛助会員)

- 第42条 この法人には、賛助会員（以下「会員」という）を置くことができる。

- 第43条 会員の構成員は、維持会員と研究会員及び特別維持会員とする。

- 第44条 会員は、この法人の目的に賛同し、会長が理事会の承認を経て定めた細則により、会費を納入するものとする。

- 第45条 会員は、この法人の事業を行う上に必要なことがらについて研究協議し、その遂行に協力するものとする。

- 第46条 会員で脱退しようとするものは、書面で申出なければならない。

- 第47条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決をもってこれを除名することができる。

- ( 1 ) 会費を滞納したとき
- ( 2 ) この法人の会員としての義務に違反したとき

(3) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

## 第11章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 6 職員は、有給とする。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第50条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する方法による。

## 第14章 補足

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は井上 孝美、常務理事は岡部 守男とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
浅井 経子、坂井 知志、篠原 文陽児、伊藤 敏朗、波多野 和彦、吉川 刀夫、井口 磯夫、高橋 秀明、大久保 昇、山口 浩、天道 善行

### 別表第1 基本財産

財産種別	場所・物量等
土地	118.34m <sup>2</sup> 港区虎ノ門三丁目8番27号
建物	569.66m <sup>2</sup> 港区虎ノ門三丁目8番27号 巴町アネックス2号館 地上9階・地下1階建て 所有 1, 2, 4, 9階
定期預金	三井住友銀行日比谷支店 3,422,205円
投資有価証券	第60回利付国債 100,091,157円

## 設立の経緯

- 1 . 昭和3 年 ( 1928年 ) 1 月21 日  
全日本活映教育研究会として創設。
- 2 . 昭和8 年 ( 1933年 ) 11 月  
全日本映画教育研究会と改称。
- 3 . 昭和18 年 ( 1943年 ) 4 月5 日  
映画教育中央会と合併し、財団法人大  
日本映画教育会として、財団法人設立  
の許可を得た。
- 4 . 昭和21 年 ( 1946年 ) 10 月21 日  
財団法人大日本映画教育会が教育映画  
製作協議会と合併し、財団法人日本映  
画教育協会に改組。
- 5 . 昭和55 年 ( 1980年 ) 4 月1 日  
財団法人日本視聴覚教育協会と改称さ  
れる。
- 6 . 平成 24 年 ( 2012年 ) 4 月1 日  
一般財団法人日本視聴覚教育協会の移  
行認可を得て登記。